

定款の一部変更（正組合員資格要件）のお知らせ

当組合は正組合員資格の要件緩和について、定款変更議案として平成30年5月25日開催の第26回通常総代会において決議され、鹿児島県より平成30年7月23日に変更の認可を受けた事から、以下のとおり正組合員の資格要件の変更を実施しますのでお知らせいたします。

記

1. 変更理由 家族経営農家の減少に歯止めをかけ、小農（生活農業や兼業農家）による農業生産力の維持を図るため、正組合員の資格要件を緩和する。
2. 変更内容 耕作面積要件が10アール以上から5アール以上へ、また、農業従事日数は90日以上から60日以上に要件緩和となります。

<正組合員資格要件>定款 第12条2項抜粋

- (1) 5アール以上の土地を耕作する農業を営む個人であって、その住所又はその経営にかかる土地もしくは施設がこの組合の地区内にあるもの
- (2) 1年のうち60日以上農業に従事する個人であって、その住所又はその従事する農業にかかる土地又は施設がこの組合の地区内にあるもの
- (3) 農業を営む法人（その常時使用する従業員の数が300人を超え、かつ、その資本の額又は出資の総額が3億円を超える法人を除く。）であって、その事務所又はその経営に係る土地がこの組合の地区内にあるもの

3. 定款変更日 平成30年7月23日

平成30年8月 あいら農業協同組合